

## 【行政法と民法の違い】

『行政法の世界観』をイメージする上で、民法との比較は非常に重要なので、その大まかな違いを押さえておく。

### 【民法】



売買や賃貸借などの契約が中心である。

↓そして

契約は一方的に強制できるものではなく、一方の申し込みに対し、相手方は承諾するか否かを任意に選択できる。

↓したがって

『相手方への危険は少ない』ので、ある程度当事者同士の自由（私的自治）に任せてよい。

### 【行政法】



民法の『1対1の取引』と異なり、行政の相手は多数の国民である。

↓そこで

『迅速な処理』のため、一方的に強制する必要がある。

↓そのため

行政行為という

『行政が国民に対し一方的に義務を課す行為』が中心となる。

※課税処分や営業停止処分をイメージする。

※『一方的に強制』すること=権力的という。

↓但し

こうした一方的な強制力の行使は、『権力濫用のおそれ』がある。

↓そこで

法律で民主的にコントロールしていくことが必要である。

※これを『根拠法が必要』という。

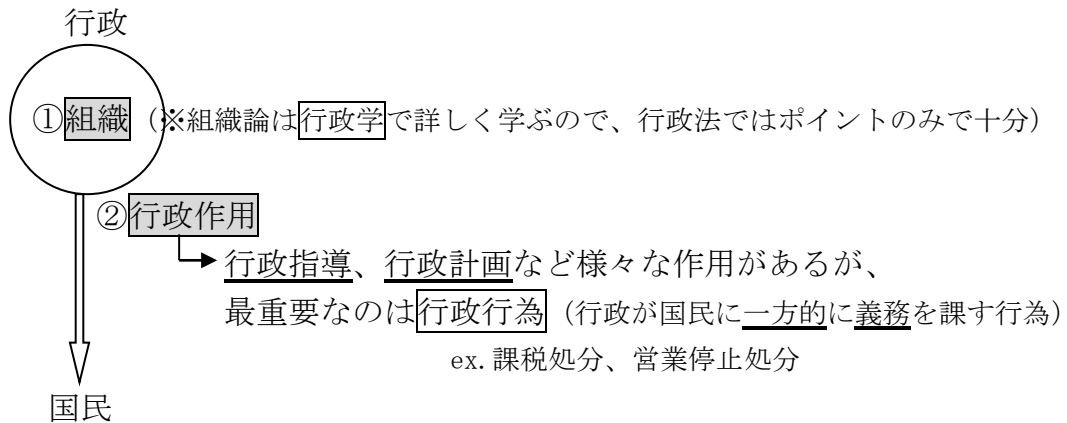
↓このような考えを

法律による行政という。

## 【行政法で学習するテーマ】

↓主に以下の3つがある。

- ①行政の組織
- ②行政の作用
- ③国民の救済方法



行政の各種作用により国民の権利が侵害された場合、

③国民の救済方法が必要である。

※今後の理解促進のため、以下の概要は現時点で覚えておくこと。

国家の作用が

- 適法の場合 (ex. 適法に私人の土地を収用した場合)  
→ 損失補償請求 (→ 憲法 29 条 3 項も使う)
- 違法な場合 (ex. 違法な営業停止処分を受けた場合)
  - 金銭で賠償 → 国家賠償請求 (国家賠償法)
  - 違法な処分を取消 (除去) してもらう。
    - 裁判所に取消訴訟を提起 (行政事件訴訟法)
    - 行政機関に不服申立 (行政不服審査法)

↓これには

従来、処分庁への異議申立という制度もあったが、  
H 26 年の行政不服審査法の大改正により、  
異議申立は廃止され、  
上級庁への審査請求に一本化された。